破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２００８号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号　ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＵＫ管財株式会社
代表清算人　佐藤　英人
１　決定年月日　令和８年３月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（ヒ）第３００７号
大阪市鶴見区諸口５丁目浜８番24号
清算株式会社　株式会社カシ・コーポレーション
代表清算人　田中　昭夫
１　決定年月日　令和８年３月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００４号
札幌市白石区菊水九条３丁目60番地
清算株式会社　株式会社わかば
代表清算人　藤原　伸哉
１　決定年月日　令和８年３月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第１号
茨城県北相馬郡利根町大字横須賀533番地１
清算株式会社　株式会社神原
代表清算人　神原　令子
１　決定年月日　令和８年３月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
水戸地方裁判所龍ケ崎支部

令和７年（ヒ）第２０８３号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号　日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　南三条管財株式会社
１　決定年月日　令和８年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２６号
大阪府岸和田市宮本町40番１号
清算株式会社　株式会社ＫＹＯＵＺＩ
１　決定年月日　令和８年３月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１０５号
（本店所在地）和歌山県紀の川市桃山町元123番地の１
清算株式会社　山紀運輸株式会社
代表清算人　三木　京子
１　決定年月日　令和８年３月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２号
千葉県南房総市富浦町福澤785番地７
清算株式会社　株式会社旧房洋堂
代表清算人　長尾　典子
１　決定年月日　令和８年３月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の方法
本協定における弁済は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定のとおり実施しない。ただし、同２に規定する新たな財産が発見され協定債権者に対し支払うべき額が生じる場合には、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。
２　協定の実行等
清算株式会社は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定する協定を実行し可及的速やかに清算結了の手続を行う。
３　解除条件
本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。